

北九州市立自転車駐車場（その1）指定管理者募集に関する第1回質問に対する回答

問1

項 目	その他（ガイドライン等）
質問内容	<p>今回の駐輪場の公募では、ハード整備（設備投資）に関する提案を募集しています。ところが、本市のガイドライン等には、ハード整備に関する説明が見当たりません。北九州市の指定管理者制度においては、制度開始当初からハード整備が可能だったのでしょうか、それとも「北九州市指定管理者制度の見直し ― 競争原理を高め、参入を促し、価値向上へ ― 」において可能となったのでしょうか。公平性・透明性・説明責任の観点から、その内容がわかる外部公表資料や議会答弁などの事実のみをお教えてください。考え方の説明は不要です。不勉強で申し訳ありません。</p>
回 答	<p>ハード整備（設備投資）は制度見直し前から指定管理業務として組み入れることが可能でした。ただし、それが実際にどのように適用されるかは、個々の公募案件により異なります。</p> <p>また、「北九州市指定管理者制度ガイドライン」は、「指定管理者制度」についての基本的な枠組みを定めたものです。行政運営においては、複数の制度・手法を組み合わせた事業運用がなされており、指定管理者制度においても漏れなく同様です。</p> <p>（指定管理者制度における組み合わせ例） 非利用料制施設で、使用料の徴収事務を指定管理業務に含める場合 → 「徴収事務委託制度」と「指定管理者制度」の組み合わせ</p> <p>なお、これらは当然のこととして認識しており、明文化した資料等があるかどうかは、当室において把握しておりません。</p>

問2

項 目	その他（ガイドライン等）
質問内容	<p>北九州市指定管理者制度ガイドライン P40「15 公募等」の説明では、「応募しようとする団体が提案内容を十分に検討できるようにするためには、<u>十分な期間を確保する必要がある。</u>」「よりサービス向上につながる提案が期待できることや、民間事業者等の利便性向上の観点から、<u>公募期間は3ヶ月程度を確保する。</u>」とあります。一方、実際の公募では、2ヶ月程度を確保したものすら見当たりません。そこで確認ですが、「北九州市指定管理者ガイドライン」の3ヶ月という期間設定の理由は上記であるとの理解でよろしいのでしょうか。仮にガイドラインの内容と異なるようであれば、公平性・透明性・説明責任の観点から、その内容がわかる外部公表資料や議会答弁など事実のみをお教えてください。考え方の説明は不要です。不勉強で申し訳ありません。</p>
回 答	<p>ご認識のとおりです。</p>